

特集 軍市政権に抗する民衆たち

クーデター後のミャンマー

―不服従運動の広がり―

根本 敬

今年2月1日にミャンマー（ビルマ）で起きたクーデターは、国際社会の想定を超える規模で市民的不服従運動（Civil Disobedience Movement: CDM）を生じさせ、それに伴う混乱は長期化している。3月14日現在、武装警察と国軍による発砲や暴力行為のために80人以上が命を奪われ、数千人が負傷し、逮捕者も2500人以上となっている。拷問や拷問死も報道されている。

1 国軍の暴走

昨年11月8日に行なわれた総選挙では、アウンサンスーチー国家顧問率いる国民民主連盟（NLD）が民選議席の83%を獲得して、2015年総選挙時に次ぐ2度目の圧勝をおさめた。一方、憲法の特権のもとで国防のみならず警察と国境警備にまで単独支配権を有する国軍は、彼らの政党である連邦団結発展党（USDP）が続けて大敗した結果に不満を強め、有権者リストに多大な不正があったと主張しはじめる。選挙管理委員会によってそれが退けられたあ

とも、議会の開催延期と総選挙のやり直しを執拗に主張、与党NLDとの直接交渉も行なった。それもうまくいかなかったため「非常事態」を宣言しクーデターに走ったのである。2月1日未明にアウンサンスーチー国家顧問とウィンミン大統領は捕らえられ、多くの与党関係者も拘束された。

しかし、国軍の暴走の真の原因は、アウンサンスーチーが国家顧問という地位に就いて5年間政権を担当したことへの強い反発にあった。現行憲法には外国籍の家族を持つ人物が正副大統領に就任できない資格条項があり、これは軍政期（1988～2011年）に国軍が憲法を作った際、アウンサンスーチーが将来、大統領に就任できないようにするためを含めた規定だった。彼女の配偶者（故人）は英国人で、2人の息子も英国籍である。NLDは前回2015年11月の総選挙で圧勝すると、国軍と交渉してこの条項を一時停止してアウンサンスーチーを大統領に就任させようとしたが、国軍は応じなかった。そこでNLD

Dは上下両院の過半数の賛成で政府内に新しい役職をつくることのできる憲法の規定を活用し、政権交代直後に「大統領の上に立つ」国家顧問の設置を議会で可決し、彼女をそれに就かせた。

盤石の憲法をつくったはずの軍にとっても、これは想定外のできごとだった。国軍は国家顧問を無視するようになり、NLD側も特段に国軍懐柔策をとらなかった。両者は冷戦状態に至る。議会では与党NLD主導で国軍の政治的権限を弱める憲法改正が試みられた（憲法上の権限を行使した国軍側の反対で否決）。ロヒンギャ難民問題では、欧米諸国が主張した「民族浄化」疑惑について国家顧問は全面否定したが、ロヒンギャに対する国軍部隊の「行き過ぎ」行為があったことは認めた。これも国軍の怒りを強めた。国軍は今後5年間、再びアウンサンスーチー国家顧問のもとで「耐え忍ぶ」ことはできないと考え、総選挙の「不正」を「非常事態」の理由として用い、政権転覆へと走ったのである。

よってクーデター後の国軍のシナリオは、あらゆる方法を用いてアウンサンスーチーとNLDを政界から除外し、1～2年後に総選挙をやり直すことにある。国家顧問職は廃止し、国軍の権限が盤石に保証された現行憲法を堅持し、その上に「軍の言

うことを聞く政権」を実現させることが国軍の目的だといえる。

2 市民的不服従運動（CDM）

アウンサンスーチーは1988年8月に民主化運動でデビューした当時から、常に民主主義を勝ち取るためには「不当な権力と不当な命令に対し、国民は義務として不服従の態度を貫くべき」と人々に訴えてきた。今回、これに呼応するかのように、クーデター数日後から看護師や医師による不服従がはじまり、あつという間に市民的不服従運動（CDM）という名称で全国に広がることになった。

ここ10年間で携帯電話が驚異的に普及したミャンマーでは、SNSを活用した集会やデモが各地で連日起きるようになった。この運動に指導者はいない。アウンサンスーチーは国軍によって国民との連絡を遮断されている。人々はゆるい連帯を築きながら自主的にCDMへ参加している。その広がりには中小の地方都市や農村部にまで及んでいる。全国で数百万人が参加するゼネストも2回起きている。この動きと並行して、与党NLDは当選議員100名弱をもってミャンマー連邦議会代表委員会（CRPH）を臨時政府として立ち上げ（9名の閣僚と副大統領代行を指名）、CDMの広がり

を味方につけながら、クーデター政権へ対抗姿勢を見せている。

CDMのなかで特に目立つのは公務員の参加である。様々な省庁の職員が職場放棄し、そのなかには外交官も含まれる。なかでもミャンマーの国連大使と駐英大使がクーデターを批判し、臨時政府（CRPH）に従うと宣言したことは国際社会の注目を浴びた。民間人のCDM参加も多い。職場への出勤拒否にはじまり、商店で国軍系企業の商品の撤去や消費者による不買運動も広がっている。また車を意図的に「故障」させ、道路に無秩序に放置して交通渋滞を起こすなどのサボタージュもおこなわれている。

3 女性の「反乱」、数多い若者の参加

興味を引くのはミャンマーの風習を活用した女性の「反乱」である。この国では男女が日常的に着用するロンジーという巻きスカート風の民族衣装があり、洗濯の際、女性のロンジーを男性のロンジーの上に干すと、男性にだけ存在すると信じられている「威力」（ポウン）がなくなってしまうという「理解」が存在する。迷信と言ってしまうまでもそれまでだが、日本でも嫌な人間と会った後に「塩をまく」人がいるように、その国の中でだけ通用する文化的了解事項の一つだといえる。これを活用して、男性

だけで構成される武装警察が通りにやってくる、大量の女性用ロンジーを住宅街に干すのである。効果のほどは何ともいえないが、「信心深い」警官であれば、自分の「威力」消滅を恐れてそこには近づかないかもしれない。たとえそこまでの効果はなくても、いかに自分たちが女性陣に嫌われているか思い知らされることになるう。

CDMでは若い世代の男女の参加も目立つ。ここ10年間、問題を孕みながらもミャンマーで経済改革と民主化が進んできた中で成長してきた彼らにとって、2011年まで半世紀近く続いた軍政期の暗黒時代に戻ることはあり得ないことである。両親や祖父母らの世代と異なり、軍政期の暴力を直接経験していないだけに「怖いもの知らず」の面もある。まだ20歳にも満たない青年たちが「命をかける」と口にすることも少なくない。実際に武装警察によって射殺されるのはほとんどが若者である。

国軍側はこうした不服従運動に対し、武装警察による徹底的な抑圧を続けている。現状はCDMに連なる国民と国軍との間の持久戦と化しており、今後、物理的力量において圧倒的に有利な国軍が国民を封じ込めてしまうのか、それとも多様な手段で不服従を展開する国民が耐え抜き、最終的に国軍が折れるのか、情勢は不透明である。

一方、国際社会の対応は概して弱腰である。「いつたい国民が何人死んだら本当に動き出してくれるのか」と嘆くミャンマー人は多い。G7(先進主要国)の中で唯一ミャンマー国軍との「太い」パイプを持つと自負する日本も、実際には何の仲介もできていない。このままでは2011年の民政移

民主化・王制改革を求めるタイの若者たち その原動力と向かう先

岡本 和之

若者らによる王政改革10カ条要求

昨年来タイの若者たちの運動が世界から注目されたのは、軍政に対する民主化要求だけでなく王制改革を同時に求めているからだ。一般的に市井の王室に対する敬慕の情が厚く、現実的に刑法112条(不敬罪条項、1罪状につき最高15年の懲役)をもつタイでは、王室批判・王室改革要求は限りなく「タブー」に近いものだった。その一線を、多くの若者たちが一斉に声をあげ、一斉に越えたのである。

まず、彼らの王制改革要求がどんなものなのかを見てみたい。昨年タンマサート大学の集会で発表された「10カ条要求」が最

管以来、着実に蓄積されてきたミャンマーの経済的・民主的成果がすべて無に帰すことになりかねない。国際社会は自国の立場や利権を乗り越え、団結してこのクーデターを拒絶し、民意に基づく政権に戻す方向で動くべき時期にきている。
(ねもと・けい／上智大学総合グローバル学部教授)

も知られているので、それを基にした。要求の実現可能性については、タイの法律系NGOである「iLaw」(アイロー)の分析などを参考にした。

1 国王は何人からも訴追されないとした
現憲法第6条を廃止せよ

刑法112条(不敬罪条項)は国王だけでなく王族・王位後継予定者・摂政への侮辱・批判も対象となるが、憲法ではそれを上回る「不可侵性」を国王に保証している。憲法改正で廃止することは可能だが、国民投票が必要。

2 刑法第112条(不敬罪条項)を廃止
せよ

市民に国王・王室に対する意見表明の機



民主化要求運動を脅迫した警察署に「王制改革」と「# Save ミャンマー」のバナーを同時に掲げて抗議するタイの若者たち(プラチャータイ紙 Facebook ページより)

会を与え、またそれによって囚われた市民を放免せよ、という要求。現刑法見直しと新法令制定で可能。

3 仏暦2561年王室財産管理法を廃止
せよ

王室財産管理局資産の国王私財化を許した同法(現国王即位後に発布)を廃止して以前の政府管理に戻し、国王の私財は分別し